

## 「児童虐待に係る京都府児童相談所及び京都市児童相談所並びに 京都府警察との情報共有に関する協定」の締結について

本市では、これまでから、あらゆる関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に取り組んできております。特に京都府警察（以下「警察」という。）とは、子どもの生命又は身体に危険が及ぶ可能性がある重篤な事案の情報共有をはじめ、様々な連携を図ってまいりました。

一方、京都府下の児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、また、全国各地で子どもの「いのち」が脅かされるような事件が発生していることを鑑み、府市の児童相談所が足並みを揃えて、子どもの「いのち」を徹底的に守っていくための方策について、本市、京都府及び警察間で協議を進めてきたところです。

この度、京都市・京都府児童相談所と警察の間で、児童虐待事案の組織的な情報提供と共有に関するルールを明確化した協定を締結しましたので、御報告します。

### 記

#### 1 協定の目的

府市の児童相談所と警察が、適切な役割分担のもと、児童の安全確認と安全確保を的確に実施するとともに、家庭支援を円滑に行うことによって、児童虐待の早期発見に努め、重篤化の防止を図ります。

※ これまでの警察との主な連携については、[別紙1](#)参照

#### 2 協定の概要

##### (1) 内容

府市の児童相談所と警察において、それぞれが保有する情報（例：児童相談所は虐待該当可否、警察は把握している事案の内容）を必要な範囲で、よりの確かつ円滑に、相互に提供し共有できるよう、次の内容について規定しました。

※ 協定書の内容は[別紙2](#)参照

##### <協定（情報共有方法等）の主な内容>

##### ア 児童虐待に係る事案を警察が把握した場合の情報共有等

警察が、児童虐待が疑われる児童を把握し、児童相談所に対して当該児童に係る情報を照会した際、それぞれが提供する情報内容及び情報共有の方法等について規定。

##### イ 児童相談所が警察に援助を要請する場合の情報共有等

児童相談所が児童を職権で一時保護する際に保護者の激しい抵抗が予想される等、警察との連携が必要であると児童相談所が判断した場合に、それぞれが提供する情報内容及び情報共有の方法等について規定。

ウ 一時保護又は施設入所措置等解除後も警察との連携が必要な場合の情報共有等  
児童虐待による一時保護又は施設入所措置等を解除し、施設等を退所予定の児童で、退所後も警察との連携が必要と考えられる場合に、児童相談所から警察に提供する情報内容及び情報共有の方法等について規定。

エ 重篤事案や緊急性が高い事案が発生した場合の情報共有等

子どもの生命又は身体に危険が及ぶ可能性がある重篤な事案等について、児童相談所と警察が連携して対応する際、それぞれが提供する情報内容及び情報共有の方法等について規定。

(2) 効果

本協定により、改めて、情報提供の時期や方法、内容を明確にすることで、児童相談所と警察が、情報共有が必要な事案の基準等を統一することができ、より円滑に児童虐待事案に対応することが可能になります。

**3 協定締結日**

次のとおり、協定締結式を行い、協定を締結しました。

(1) 日時・場所

平成30年10月25日(木) 16時30分～16時45分  
京都府庁 1号館3階 会議室  
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)

(2) 出席者

京都市子ども若者はぐくみ局長	久保 敦
京都府健康福祉部長	松村 淳子 氏
京都府警本部生活安全部長	井上 基 氏

## ＜本市児童相談所と警察における連携の取組＞

- 警察との児童虐待事案対応合同訓練（平成24年度から実施）  
「立入調査」や「臨検・捜索」（強制力のある立入調査）を想定した、警察と児童相談所の連携を強化するための合同訓練を実施している。  
平成27年度：11月20日実施，平成29年度：11月2日実施  
※ 当初は、京都府・京都市・府警本部の三者共同開催で始めたが、参加者が多くなることから、より効果的な訓練を行うため、平成28年度からは府市隔年で実施
- 警察職員の併任配置  
虐待ケースの情報共有や連携を円滑に進めるため、平成28年4月から児童相談所に京都府警察本部少年サポートセンター職員を1名併任配置し、本年4月からは1名増員して2名併任配置（週1回勤務）している。
- 各区要保護児童対策地域協議会（要対協）での連携  
区の要対協代表者会議で児童虐待の状況について情報共有（年1回）している。





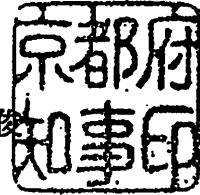
児童虐待に係る京都府児童相談所及び京都市児童相談所  
並びに京都府警察との情報共有に関する協定

京都府及び京都市並びに京都府警察は、児童虐待に対する相互の連携を強化し、児童の安全確保を図るため、別添のとおり協定を締結する。

平成30年10月25日

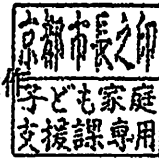
京都府知事

西脇 隆俊



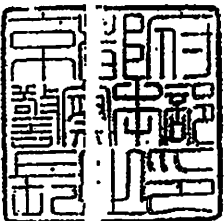
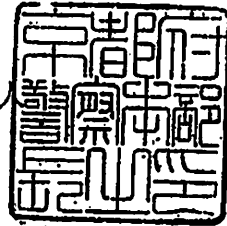
京都市長

門川 大作



京都府警察本部長

植田 秀人





1 情報共有の目的

児童相談所と警察が緊密に連携を図り、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確保を的確に実施すること及び家庭支援を円滑に実施することをもって、児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めることを目的とする。

2 児童相談所に対する照会／警察からの照会に対する回答

	警 察	児童相談所	
時 期	児童虐待が疑われる情報を覚知した場合には、現場臨場して児童の安全を確認するとともに、当該児童に係る過去の取扱い状況を照会する。	警察からの照会があった場合は、速やかに回答する。	
方 法	電話により口頭で照会する。	電話により口頭で回答する。	
情報の内容	① 児童の人定事項（氏名、生年月日、住所） ② 保護者の人定事項（氏名、生年月日、住所） ③ 通報の内容及び通報への対応状況	開庁日	閉庁時 （夜間及び休日）
		① 通告の有無 ② 児童虐待の判定結果（児童虐待に該当するか否か） ③ 児童相談所における対応方針 ④ 児童相談所における対応経過及び対応結果	①及び②については可能な限り速やかに回答するとともに、 ③及び④については翌開庁日に速やかに回答する。 ただし、身柄付通告など緊急に児童を保護する必要がある場合は、③及び④についても可能な限り速やかに回答するよう努める。

### 3 児童相談所への通告／警察からの通告に対する連絡

	警 察	児童相談所
時 期	児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに通告する。	警察から通告を受けた児童に対する対応方針を決定した後、速やかに連絡する。
方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱い警察署を管轄する児童相談所に児童通告書を送付することにより通告する。</li> <li>・ ただし、身柄付通告など児童を緊急に保護する必要がある場合は、電話により口頭で通告し、事後遅滞なく児童通告書を作成して送付する。</li> <li>・ また、通告に当たっては、原則として、保護者に児童相談所に通告する旨を伝えるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待通告事案対応状況通知書（以下「通知書」という。）を送付することにより連絡する。</li> <li>・ ただし、児童の一時保護を解除する場合は、通知書の送付の有無にかかわらず、電話により口頭で情報提供する。</li> </ul>
情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童の法定事項（氏名、生年月日、住所）</li> <li>② 保護者の法定事項（氏名、生年月日、住所）</li> <li>③ 通告理由（取扱いの経緯を含む。）及び処遇意見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童虐待の判定結果（児童虐待に該当するか否か）</li> <li>② 一時保護の有無</li> <li>③ 児童に対する措置等の内容（一時保護を除外。）</li> </ul>
その他	通告後に警察が得た新たな情報のうち、児童の安全確認と安全確保のために必要と認められる情報について、口頭で児童相談所に情報提供する。	通告後に警察で得た新たな情報で、児童の安全確認と安全確保及び家庭支援の円滑な実施に資すると思われるものについて、口頭で警察に情報提供を求める。



#### 4 児童相談所からの援助要請／警察に対する援助要請

	警 察	児童相談所
時 期	児童相談所長から援助の要請を受けた場合は、事前協議を行う。	警察に対して援助を要請する場合は、事前協議を行う。
方 法	事前協議では、児童の安全確認及び安全確保のために必要な体制、役割分担、警察による援助内容等についての取決めを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助要請依頼書により援助を要請し、当該児童虐待事案について事前協議を行う。</li> <li>事前協議では、児童の安全確認及び安全確保のために必要な体制、役割分担、警察による援助内容等についての取決めを行う。</li> <li>・ 緊急に児童の安全確認、一時保護等を行う必要がある場合は、電話により口頭で援助を要請し、事後遅滞なく援助要請依頼書を作成して送付する。</li> </ul>
情報の内容	当該児童の安全確認と安全確保のために必要と認められる情報。	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童、保護者、その他家族・同居人等の人定事項（氏名、生年月日、住所）</li> <li>② 児童虐待の態様及び児童の状況</li> <li>③ 児童相談所におけるこれまでの対応経過</li> <li>④ 児童相談所における今後の対応方針</li> <li>⑤ 警察に対する援助要請の必要性を認めた理由</li> </ol>

5 一時保護又は施設入所措置の解除

児童相談所	
時 期	児童虐待を理由とする一時保護（警察からの通告を受けて一時保護した場合を除く。以下同じ。）又は里親委託・施設入所措置を解除する児童について、警察との連携が必要であると認められた場合は、一時保護又は施設入所措置の解除をするに際して、速やかに情報共有する。
方 法	電話により口頭で連絡する。
情報の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童、保護者、その他家族・同居人等の人定事項（氏名、生年月日、住所）</li> <li>② 児童虐待の態様</li> <li>③ 児童相談所及び入所施設におけるこれまでの対応経過</li> <li>④ 児童相談所における今後の対応方針</li> </ul>

6 個別事案に係る情報共有

	警 察	児童相談所
時 期	<p>1 児童相談所からの情報に基づき、児童の安全確認と安全確保のために必要と認められる情報を提供し、共有する。</p> <p>2 児童相談所からの情報に基づいて捜査する必要がある場合は、その旨児童相談所に連絡し、必要に応じて、その後の進捗状況も連絡する。</p>	<p>1 児童相談所が児童虐待通告・相談等により把握した事案のうち、児童相談所長が次に掲げる等の重篤な事案に該当すると認めた場合、速やかに警察と情報共有する。</p> <p>(1) 児童の生命・身体に危険が及ぶ可能性がある事案</p> <p>(2) 児童の健康や成長に影響が及ぶ可能性がある事案</p> <p>(3) 児童相談所の調査の結果、児童虐待の可能性が高い重篤な事案</p> <p>2 児童相談所が児童虐待通告・相談等により把握した事案のうち、次に掲げる事案に該当し、児童相談所長が、警察との連携が必要であると認めた場合、速やかに警察と情報共有する。</p> <p>(1) 通告受理後、48時間以内に児童の安全確認ができない事案</p> <p>(2) 保護者が児童の安全確認に強く抵抗を示しているなど、緊急性が高いと判断される事案</p> <p>3 1及び2のほか、虐待を理由に職権一時保護を実施した場合など、児童相談所が児童虐待通告・相談等により把握した事案のうち、児童相談所長が警察との連携が必要であると認めた場合は、速やかに警察と情報共有する。</p>
方 法	電話により口頭で連絡する。	電話により口頭で連絡する。
情報の内容	児童相談所から情報提供を受けた事案に関し、児童の安全確認と安全確保のために必要と認められる情報	<p>① 児童の人的事項（氏名、生年月日、住所）</p> <p>② 保護者の人的事項（氏名、生年月日、住所）</p> <p>③ 当該事案の内容</p> <p>④ 警察への連絡後における、当該事案の措置経過及び措置結果</p>

## 7 情報共有の体制

	警 察	児童相談所						
管理責任者	<p>児童相談所と警察との情報共有に関して、総括的な管理を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>警察署</td> <td>警察署長</td> </tr> <tr> <td>少年課</td> <td>少年課長</td> </tr> </table>	警察署	警察署長	少年課	少年課長	<p>児童相談所と警察との情報共有に関して、総括的な管理を行う。なお、京都府においては広報・報道は、家庭支援課長を管理責任者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所</td> <td>児童相談所長</td> </tr> </table>	児童相談所	児童相談所長
警察署	警察署長							
少年課	少年課長							
児童相談所	児童相談所長							
運用責任者	<p>児童相談所と警察との間における情報の提供、収集、保管など児童相談所と警察との情報共有に関する運用を適正に行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>警察署</td> <td>生活安全課長</td> </tr> <tr> <td>少年課</td> <td>少年サポートセンター所長</td> </tr> </table>	警察署	生活安全課長	少年課	少年サポートセンター所長	<p>児童相談所と警察との間における情報の提供、収集、保管など児童相談所と警察との情報共有に関する運用を適正に行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所</td> <td>児童虐待対策の事務（関係機関との連絡調整を含む。）を担当する課長又はグループ長</td> </tr> </table>	児童相談所	児童虐待対策の事務（関係機関との連絡調整を含む。）を担当する課長又はグループ長
警察署	生活安全課長							
少年課	少年サポートセンター所長							
児童相談所	児童虐待対策の事務（関係機関との連絡調整を含む。）を担当する課長又はグループ長							

## 8 情報共有に当たっての留意事項

- 児童相談所及び警察は、相互に提供し、共有した情報について、本目的以外に使用してはならない。
- 児童相談所及び警察は、共有した情報について、本目的に沿って適正に管理しなければならない。



